

精神障がい者を対象とした運賃の割引制度の適用に関する意見書

障害者基本法では、精神障がい者は身体障がい者及び知的障がい者と同じ障がい者として定義されており、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策が講じられている。

障がい者の自立及び社会参加を促進するためには、公共交通事業者による経済的な移動支援が必要不可欠であり、現在、身体障がい者及び知的障がい者に対しては、鉄道、バスなどの公共交通機関において運賃の割引制度が実施されており、経済的負担の軽減が図られている。

一方、精神障がい者に対しては、本市内で運行している地下鉄・市バス・あおなみ線・ガイドウェイバス・リニモにおいて身体障がい者及び知的障がい者と同等の運賃の割引料金を適用しているなど、一部の公共交通機関で運賃の割引制度が適用されているものの、公共交通機関全体では、身体障がい者及び知的障がい者と同等に運賃の割引制度が適用されている状況とは言えず、精神障がい者の自立及び社会参加を促進する上で大きな課題となっている。

平成26年2月に国内において発効された障害者の権利に関する条約及び平成28年4月に施行された障害者差別解消法などにより、障がい者のための制度改革が着実に進められている中、こうした課題解決に向けた取り組みが求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、精神障がい者についても、身体障がい者及び知的障がい者と同様に運賃の割引制度の適用対象とするよう公共交通事業者に強く働きかけを行うなど、必要な措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月23日

名 古 屋 市 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

宛（各 通）